

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	居住安定援助賃貸住宅事業の地位の承継に係る承認
概 要	<p>居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の認定基準を満たし、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して援助（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅で、法に基づいて認定された住宅です。</p> <p>認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定住宅の敷地の所有権その他当該認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者が当該認定事業者が有していた事業の認定に基づく地位を継承するためには、市長の承認を受けなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第45条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第24条～第25条</p> <p>(<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html</a>)</p> <p>大阪府居住安定確保計画 第2.1</p> <p>(<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/">https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/</a>)</p>
審査基準	<p>【地位承継承認の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式第六号による申請書に、地位の承継の事実を証する書類（次条において「証明書類」という。）及びその写しを添えて、市長に提出しなければならない。</li> </ul>
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を作成し提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html</a>
備 考	